第五条の六の四第十八項中「第十条の五の四第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同条第三項第四号」を「同条第五項第四号」に改め、「同条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第二十二項とし、同条第十七項中「第九項及び第十二項」を「第十三項及び第十六項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十六項中「又は第二項」を「から第三項まで」に、「同条第三項第五号イ」を「同条第五項第五号イ」に、「同項第九号」を「同項第十号」に改め、同項第一号中「第十条の五の四第三項第九号」を「第十条の五の四第五項第十号」に、「第十四項」を「第十八項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十五項中「又は第二項」を「から第四項まで」に、「同条第三項第九号」を「同条第五項第十号」に、「第十二項」を「第十六項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十四項中「第十条の五の四第三項第九号」を「第十条の五の四第五項第十号」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十三項を同条第十七項とし、同条第十二項中「又は第二項」を「から第三項まで」に、「同条第三項第七号」を「同条第五項第七号」に、「同条第一項第二号」を「同条第一項第二号イ」に、「第十五項を」を「第十九項を」に改め、同項第一号中「この項及び第十五項」を「この項及び第十九項」に、「次号及び第十五項」を「次号及び同項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十一項中「又は第二項第二号」を「、第二項第二号又は第三項第二号」に、「又は第二項の」を「から第三項までの」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十項中「第十条の五の四第三項第六号」を「第十条の五の四第五項第六号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第九項中「第十条の五の四第三項第四号」を「第十条の五の四第五項第四号」に、「第十五項」を「第十九項」に、「同条第三項第三号」を「同条第五項第三号」に、「第十四項」を「第十八項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第八項中「第十条の五の四第三項第三号」を「第十条の五の四第五項第三号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第七項中「第十条の五の四第三項第三号」を「第十条の五の四第五項第三号」に、「第九項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第六項中「第十条の五の四第三項第一号」を「第十条の五の四第五項第一号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項中「第十条の五の四第三項第一号」を「第十条の五の四第五項第一号」に改め、同項第三号中「(法第十条の五の四第三項第二号に規定する給与等をいう。以下この条において同じ。)」を削り、同項を同条第九項とし、同条第四項中「第二項の」を「第四項の」に改め、「第十条の五の四第二項」の下に「及び第三項」を加え、「第二項中」を「同条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額について準用するときは、第四項中「同項の個人」とあるのは、「同条第二項の個人」と、同条第三項に規定する政令で定めるところにより計算した金額について準用するときは、第四項中」に、「同条第二項」を「同条第三項」に、「読み替える」を「、それぞれ読み替える」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

7　法第十条の五の四第三項の規定による控除をすべき金額は、その年分の所得税法第九十二条第二項に規定する課税総所得金額に係る所得税額から控除する。この場合において、当該所得税額から控除をすべき同条第三項に規定する配当控除の額があるときは、まず当該配当控除の額を控除し、次に法第十条の五の四第三項の規定による控除をすべき金額を控除する。

8　法第十条の五の四第四項の規定による控除をすべき金額は、その年分の所得税法第九十二条第二項に規定する課税総所得金額に係る所得税額から控除する。この場合において、当該所得税額から控除をすべき同条第三項に規定する配当控除の額及び法第十条の五の四第一項から第三項までの規定による控除をすべき金額があるときは、まず当該配当控除の額及びこれらの規定による控除をすべき金額を控除し、次に同条第四項の規定による控除をすべき金額を控除する。

第五条の六の四第三項を同条第五項とし、同条第二項中「同条第三項第五号イ」を「同条第五項第五号イ」に、「第十条の五第三項第三号」を「第十条の五第三項第四号」に改め、同項第二号中「同条第三項第十二号に規定する移転型地方事業所基準雇用者数」を「同条第三項第十六号イに掲げる数のうち同号ロに掲げる数に達するまでの数」に改め、同号イ中「第十条の五第三項第九号」を「第十条の五第三項第十号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

法第十条の五の四第一項に規定する政令で定める事項は、同条第五項第二号に規定する給与等(以下この条において「給与等」という。)の支給額の引上げの方針、法第十条の五の四第一項に規定する下請事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針その他の事業上の関係者との関係の構築の方針に関する事項として厚生労働大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣が定める事項とする。

2　法第十条の五の四第一項に規定する政令で定める場合は、同項の規定の適用を受ける年分の確定申告書に、同項の個人がインターネットを利用する方法により前項に規定する事項を公表していることについて届出があつた旨を経済産業大臣が証する書類の写しの添付がある場合とする。

第五条の六の四に次の一項を加える。

26　厚生労働大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣は、第一項の規定により事項を定めたときは、これを告示する。

第五条の六の六第三項中「第百四十七条第一項第六号」を「第百四十七条第一項第七号」に改め、同条第六項中「第十条の五の六第九項」を「第十条の五の六第九項第一号」に、「及び同項に規定する需要開拓商品生産設備」を「とし、同条第九項第二号ロに規定する政令で定めるものは、同条第五項に規定する生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準に適合するもの」に改める。

第五条の七第二項中「第十条の五の四第七項」を「第十条の五の四第十項」に改め、同条第九項中「同項第一号」を「同項第一号イ」に、「及び」を「及び同号イに規定する」に、「同号に掲げる」を「同号イ又はロに定める」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「、第五項」を「、第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第十条の六第五項に規定する政令」を「第十条の六第五項各号列記以外の部分に規定する政令」に改め、同項第一号中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　法第十条の六第五項第一号イ(2)に規定する政令で定める場合は、第六項第二号に掲げる金額が零を超える場合とする。

第六条の二の二第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　個人が、その取得し、又は製作し、若しくは建設した機械その他の減価償却資産（以下この項において「機械等」という。）につき法第十一条の四第二項の規定の適用を受ける場合には、当該機械等につき同項の規定の適用を受ける年分の確定申告書に当該機械等が同項に規定する基盤確立事業用資産に該当するものであることを証する財務省令で定める書類を添付しなければならない。

第六条の二の二の次に次の一条を加える。

（生産方式革新事業活動用資産等の特別償却）

第六条の二の三　法第十一条の五第一項第一号に規定する政令で定めるものは、同号に規定する設備等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物のうち、同号に規定する農作業の効率化等を通じた農業の生産性の向上に著しく資するものとして農林水産大臣が定める基準に適合するものとする。

2　法第十一条の五第一項第二号に規定する政令で定めるものは、同号に規定する設備等を構成する機械及び装置のうち、同号に規定する農業者等が行う同号に規定する生産方式革新事業活動の促進に特に資するものとして農林水産大臣が定める基準に適合するものとする。

3　農林水産大臣は、前二項の規定により基準を定めたときは、これを告示する。